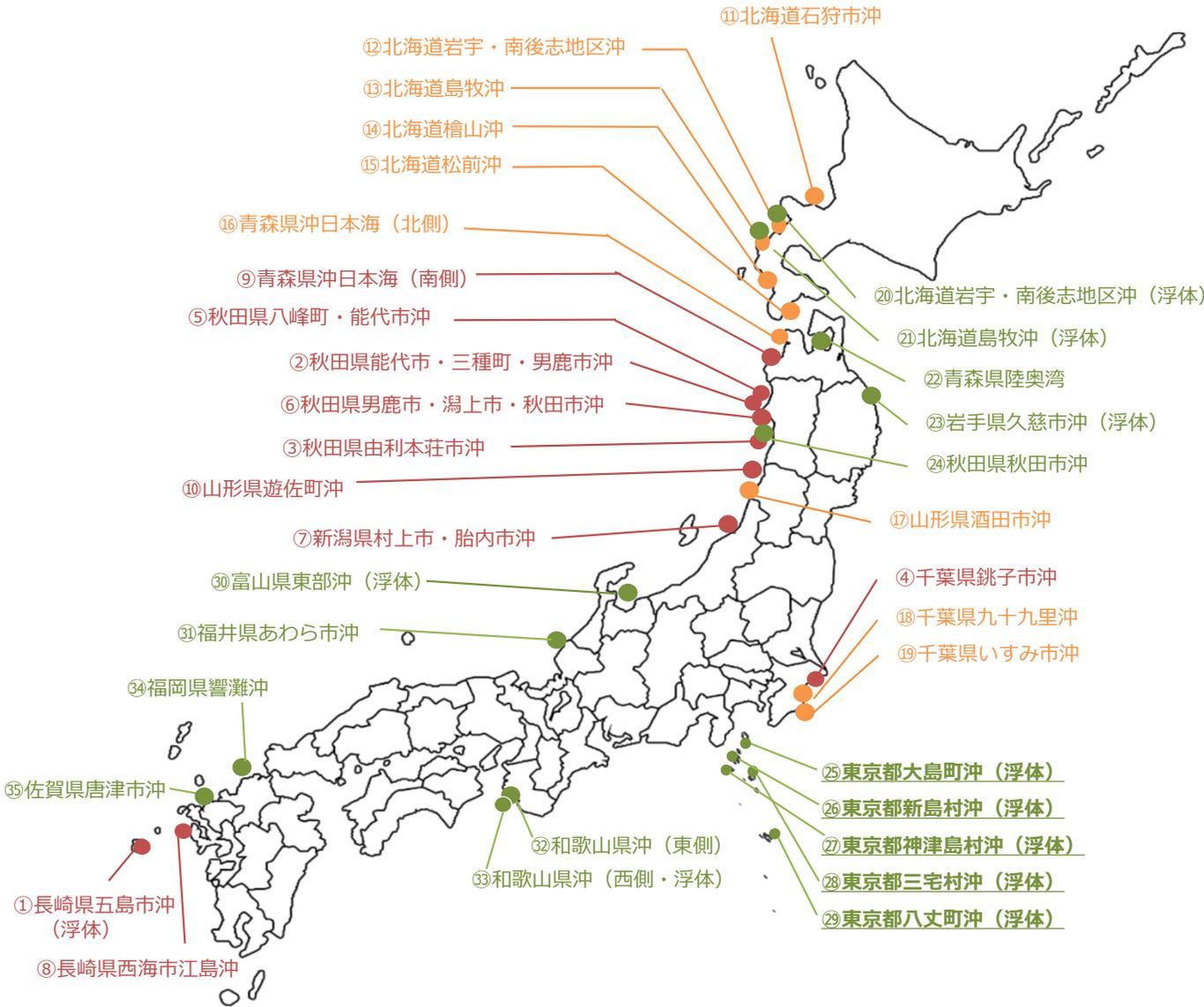


# 促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年6月26日時点)



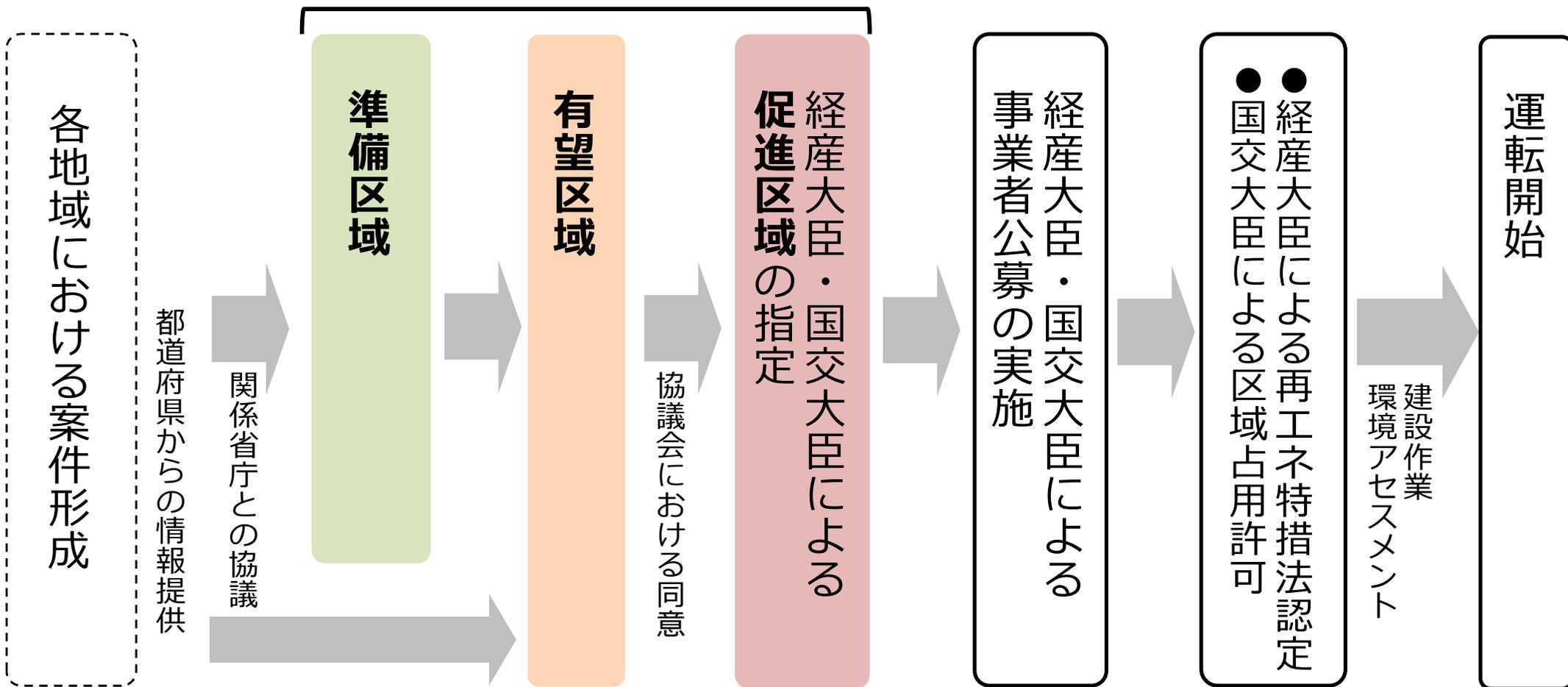
【凡例】  
● 促進区域    ● 有望区域    ● 準備区域

区域名	万kW※1	
促進区域	①長崎県五島市沖(浮体)	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4
	③秋田県由利本荘市沖	84.5
	④千葉県銚子市沖	40.3
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0
	⑨青森県沖日本海(南側)	61.5
	⑩山形県遊佐町沖	45.0
有望区域	⑩北海道石狩市沖	91~114
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	56~71
	⑬北海道島牧沖	44~56
	⑭北海道檜山沖	91~114
	⑮北海道松前沖	25~32
	⑯青森県沖日本海(北側)	30
	⑰山形県酒田市沖	50
	⑱千葉県九十九里沖	40
	⑲千葉県いすみ市沖	41
	⑲千葉県銚子市沖	41
準備区域	⑲秋田県由利本荘市沖	84.5
	⑲秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4
	⑲秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑲秋田県八峰町・能代市沖	37.5
	⑲山形県遊佐町沖	45.0
	⑲山形県酒田市沖	50
	⑲千葉県九十九里沖	40
	⑲千葉県いすみ市沖	41
	⑲千葉県銚子市沖	41
	⑲東京都大島町沖(浮体)	40.3
⑲東京都新島村沖(浮体)	40.3	
⑲東京都神津島村沖(浮体)	68.4	
⑲東京都三宅村沖(浮体)	42.0	
⑲東京都八丈町沖(浮体)	31.5	
⑲富山県東部沖(浮体)	61.5	
⑲福井県あわら市沖	45.0	
⑲和歌山県沖(東側)	42.0	
⑲和歌山県沖(西側・浮体)	61.5	
⑲福岡県響灘沖	45.0	
⑲佐賀県唐津市沖	45.0	

事業者選定済

# 再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



## 有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

## 協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論